仕　様　書

１　業務名

第４次さっぽろ子ども未来プラン（本書及び概要版）原稿データ作成業務

２　成果品

・「第４次さっぽろ子ども未来プラン（本書）」印刷原稿データ
・「第４次さっぽろ子ども未来プラン（概要版）」印刷原稿データ
・「第４次さっぽろ子ども未来プラン（子ども用概要版）」印刷原稿データ
※原稿は、ＣＤ-Ｒ又はＤＶＤ-Ｒに保存して納品すること。なお、PDF ファイル（Adobe® Portable Document Format）の他、インデザイン CC ファイル（Adobe® InDesign®CC）等の加工できるデータも提出すること。

・「第４次さっぽろ子ども未来プラン（本書）」ホームページ掲載用 PDF データ
・「第４次さっぽろ子ども未来プラン（概要版）」ホームページ掲載用 PDF データ
・「第４次さっぽろ子ども未来プラン（子ども用概要版）」ホームページ掲載用 PDF データ
※PDF データ作成に当たっては、委託者が指示するページ数に分割したデータと、全体のデータを作成すること。

３　業務内容

委託者が発行する「第４次さっぽろ子ども未来プラン」の本書及び概要版の原稿データを作成し、その原稿の電子データを納品する。（印刷については、本業務とは別に発注を行う。）

【業務詳細】

⑴　原稿は、電子データ（ワード 2013 及びエクセル 2013 ファイル）を渡すのでそれに基づいて作成すること。

また、計画本書のうち、一部の原稿（６ページ程度）は、令和２年３月６日（金）頃に、別途追加で渡すこととする。

＜本書＞

仕上り寸法	Ａ４判
ページ数	表紙　４ページ
	本文　170 ページ程度（＋10 頁程度の増がありうる）
刷色	表紙　片面４色
	本文　両面２色
ページふり	要
校正	３回（内校は必ず行うこと）

＜概要版＞

仕上り寸法	Ａ４判
ページ数	12 ページ（表紙含む）
刷色	両面４色
ページふり	要
校正	３回（内校は必ず行うこと）

＜子ども用概要版＞

仕上り寸法	Ａ４判
ページ数	８ページ（表紙含む）
刷色	両面４色
ページふり	要
校正	３回（内校は必ず行うこと）

⑵　本文及びイラスト等のレイアウトについては、受託者が行うこと。また、イメージ案を作成の上、本市担当者と事前に協議すること。

※　デザインや配色に当たっては、札幌市が策定した「広報に関する色のガイドライン」（http://www.city.sapporo.jp/koho/color/）を参照し、誰にとっても見やすく分かりやすくなるように配慮すること。

⑶　本書掲載のグラフ（55 点程度）・図（15 点程度）・表（120 点程度）等については、委託者から提供された電子データを基に受託者が作成し、見やすい統一的なデザインにすること。

⑷　本書の本文中に掲載する写真及び画像については、委託者が渡すデータ（写真 10 点程度、画像 15 点程度）を別途指定する場所へ掲載すること。

⑸　本書掲載のイラスト（５点程度）の作成は受託者が行うこと。なお、概要版については、計画本書で作成した図、表及びイラストを必要に応じて修正し使用することとし、子ども用概要版はイラスト（15 点程度）の作成を受託者が行うこと。

⑹　表紙のデザインは、計画書の内容を十分踏まえた上、受託者が作成すること。その際に、委託者から提供する「令和元年度子どもの権利ポスター作品」で入賞した６作品のイラストを取り入れたデザインとすること。

また、作成に当たっては、イメージの異なる表紙デザイン案を３つ以上提示し、委託者と十分協議すること。

⑺　目次と実際の掲載ページの整合性が保たれるよう十分な注意を払うこと。

⑻　受託者は内容等に不明な点がある場合は、委託者と十分協議し、指示に従うこと。

⑼　市民にとって内容を理解しやすく読みやすいものとなるよう配慮すること。

４　履行期間

契約締結日から令和２年３月 23 日（月）まで

※上記３⑴で記載した追加して渡す一部の原稿（６ページ程度）以外のデータについては、令和２年３月２日（月）までを納品期日とする。

５　業務完了届の提出

受託者は、委託期間終了後速やかに所定の様式により業務完了届を委託者に提出すること。

６　その他

⑴　著作権・肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。

⑵　本契約の履行に係る打ち合わせ、資料その他については、外部に漏洩がないように注意すること。また、委託者が提供する資料を第三者に提供したり、目的外に使用したりしないこと。

⑶　受託者は、本契約に基づく成果物に関連する著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の２（譲渡権）、第 26 条の３（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作権者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに札幌市に無償で譲渡するものとする。また、成果物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。

⑷　本業務の履行に当たり、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

⑸　本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。

⑹　本業務で原稿データを作成する「第４次さっぽろ子ども未来プラン」の前計画である「新・さっぽろ子ども未来プラン」については、以下のホームページに掲載しているため、参照すること。

http://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/kodomokeikaku.html

７　担当

札幌市子ども未来局子ども企画課　担当　中村・林

〒060-0051　札幌市中央区南１条東１丁目　大通バスセンタービル１号館３階

電話番号　011-211-2982